

西東京市長 池澤隆史 殿

西東京市保健福祉審議会

会長 熊田博喜

地域生活支援事業のあり方について（答申）

令和6年11月22日付6西健地第1110号により諮問のあった標記事項について、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

地域生活支援事業のあり方について

2 答申事項

- (1) 障害のある方の自立した生活や、その家族も含めた自己実現を図ることができる環境整備の観点から、対象者要件の緩和や加算措置等によるサービスの重点化に加え、理解しやすく使いやすい制度となるよう運用改善を行うことは妥当である。
- (2) 限りある財源を有効に活用し、公平なサービス提供とサービスの充実を両立させる観点から、併給制限を見直すことは妥当である。なお同様の観点から、公費負担が全額市負担となっている生活サポート事業については他制度に基づく類似の支援サービスにより代替可能であることを踏まえ、現利用者への周知・移行措置を丁寧に行いつつ廃止することが望ましい。
- (3) 確保が困難となってきた福祉人材を活かし、サービスを必要とする方に確実にサービス提供が行える環境整備を行うため、サービスの合理化を行うことは妥当である。
- (4) 報酬単価の見直しについては、自立支援給付における報酬改定に係る基本的な考え方を踏まえた報酬単価の見直しを行うことは妥当である。また福祉人材を確保し、継続的かつ安定的なサービス提供を行うという観点からも、社会経済情勢を反映した自立支援給付の報酬改定にあわせた定期的な報酬単価の見直しを行うべきである。
- (5) 利用者負担については、給付費の1割を自己負担とし、生活保護世帯及び住民税非課税世帯においては自己負担を求めないという現行の仕組みを維持することが妥当である。なお入浴サービス事業については現行利用者負担を求めているところであるが、他制度に基づく類似の支援サービスにおいても利用者負担を求めていることを踏まえ、

公平なサービス提供の観点から他の地域生活支援事業と同様の仕組みにより利用者負担を求められたい。

3 答申理由

地域生活支援事業は、障害のある方が自立した生活を送るための支援が不足していた現状を改善し、障害のある方が地域社会で安心して暮らせる環境を整備することを目的として事業を進めてきたものです。

創設当時の課題として、障害のある方の社会参加の機会が限られていたことや、家族の介護負担が重かったことが挙げられますが、これらの課題を解決するため、多様なサービス提供を行ってきました。また本制度に加え、自立支援給付制度が創設されたことなどにより、障害のある方の生活環境は大きく改善されてきました。

しかし、社会・経済情勢の変化に伴い、新たな課題も生じてきています。障害福祉サービスに要する費用が増加を続けるなか、限りある財源を有効に活用し、よりきめ細やかなサービスの質や、継続的かつ安定的なサービスの量を確保するためにも、本制度の見直しの必要性を認めるものです。